

意見公募要領

1 意見公募対象

- ・日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案
- ・NTT 東西の他者設備を用いた地域電気通信業務に係る認可基準ガイドラインの改正案

2 意見公募の趣旨・目的・背景

NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社（以下「NTT 東西」といいます。）が當む地域電気通信業務のうち、電話の役務の提供に関しては、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 59 年法律第 85 号）第 2 条第 5 項ただし書の規定に基づく総務大臣の認可を受ければ、他の電気通信事業者の電気通信設備（以下「他者設備」という。）を用いて電話の役務の提供ができることとされています。

上記認可を受け、現在、不採算地域等に限定して NTT 東西による他者設備を用いたワイヤレス固定電話が提供されていますが、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方最終答申」（令和 7 年 2 月 3 日情報通信審議会答申）において、提供地域を不採算地域に限定する規律は見直すことが適当であるとされました。

また、本年 12 月 1 日に開催された第 4 回固定電話サービス移行円滑化委員会において、固定電話サービスの円滑な移行のためにワイヤレス固定電話の提供を認める具体的な考え方が整理されたところです。

上記を踏まえ、NTT 東西による他者設備を用いたワイヤレス固定電話について、光未整備エリアでの提供を原則とした上で、個別具体的な事情により光整備エリアでも例外的に提供できるよう、所要の規定を整備する必要があるため、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案及び NTT 東西の他者設備を用いた地域電気通信業務に係る認可基準ガイドラインの改正案について、令和 7 年 12 月 20 日（土）から令和 8 年 1 月 23 日（金）までの間、意見募集を行います。

3 資料入手方法

準備が整い次第 e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）又は（3）の場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（1）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/>) の意見提出フォームから御提出ください。

※e-Gov から提出できる電子ファイルのサイズは4MBまでとなっています。

（2）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： n-line_atmark_soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（1）のe-Govを極力御利用いただきますよう、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

（3）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

5 意見提出期間

令和7年12月20日（土）から令和8年1月23日（金）まで（必着）

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わぬことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

担当：小杉補佐、佐々木係長、岩木官

電話：（直通）03-5253-5837

電子メールアドレス：n-line_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意 見 書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 あて

郵便番号
(ふりがな)
住所 (所在地)
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体名等) (注1)
電話番号
電子メールアドレス

「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見